

採点講評

(2018年1月21日 商法)

今回からいわゆる「下三法」(両訴、商法)となり、勉強の追い付いていない人も多かったためか、出席者は20名と非常に少なくなりました。

そのような中でも出席し、チャレンジされた方々、お疲れ様でした。

答案の出来としては、上記のとおり勉強の進んでいない科目だからか、率直に言ってあまり良くはありませんでした。利益相反取引や競業避止義務への抵触について「株主総会」の決議が必要、と書いてしまう(365条への言及がない)受講生もかなりの数いましたし、設問2で取締役会決議の効力の問題と、無効な取締役会決議に基づく代表取締役の効力(甲乙間の契約の効力)について特に分けずに論じている人も多かったです。こうした点を間違えてしまった人は、これを機会に、解説レジュメを再度読み、出てくる条文を逐一六法で引いて確認しましょう。

また、「答案構成」がきちんとできていない答案も多く見られました。解説講義でも話した通り、設問1において、BやCが会社に対して損害賠償責任を負う根拠となる条文は423条ですが、これを冒頭で示すことなく、結論部分になってようやくこれを示している人が何人かいましたが、これは答案構成が不十分なことが原因だと思います。

また、答案中、数行に亘って「Z」や「×」で消している人も要注意です(その時間ロスの分だけ必要なことが書けていないことになります)。「答案構成」というのは、「何を」「どういう順番で」書くのかを答案の余白に書くことをいいます。これがしっかりできていれば、答案を書き始めたらペンが止まるということはないはずで、そうすると答案書き始めから書き終わるまで20分もあればできると思います。私は旧司法試験時代、試験時間のおよそ半分は答案構成の時間にあてていましたし、本番で「Z」や「×」で消したことはありませんでした(あえて言葉を恐れずに言えば、「Z」や「×」を本番で書くというのは、これをやらかしてしまうと後で挽回が難しいという意味で、フィギュアスケートで言えば3回転ジャンプの着地に失敗するような、スキージャンプで言えば滑空途中で失速してK点の大幅手前で着地してしまうようなものだと思います)。

今回優秀答案として挙げた答案も、構成がしっかりできているため、不要な修正がない
いうえ、論点の検討順序が整理されていて、読み手にとってもわかりやすくなっています。

「事業譲渡」について触れてくれた受講生は一人もいませんでした。。ただし、ただの
「モノ」の取引に見えて、これが事業譲渡に該当するかを検討せよ、という問題は、平
成 27 年度の司法試験（本試験）でも問われており、比較的メジャーな論点ですので、こ
れを機に判例のいう「営業譲渡」の定義も含め、復習しておいてください。なお、設問
2 で甲の代表者が B のままでは甲の乙に対する請求（訴え提起）が難しいことに言及し
ていたのはたった 1 名でした。

以 上